

令和7年9月

保護者のみなさまへ

湯浅町教育委員会 幼児教育係

令和8年度 保育園等入園申込みについて（ご案内）

平素は、教育・保育行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度新規入園希望者の申込み受付を下記日程で行います。

保育園等入園を希望する児童（年度途中からの入園も受付可）について、申込書に必要事項をご記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

記

【受付期間】 令和7年10月14日（火）～10月17日（金）8：30～17：15

【提出先】 教育委員会 幼児教育係（役場2階 19・20番窓口）

【持参いただくもの】

- ・入園申込書一式
- ・窓口に来ていただく方の本人確認書類（運転免許証など）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード等、個人番号が確認できるもの
（記載していただいたすべての方の分）

※マイナンバーの確認事務のため、新規申込みの受付は役場窓口のみとさせていただきます。継続利用の兄弟がいる場合についても、お手数ですが新規分は役場へご提出ください。

※就労証明書について

ご家庭から2人以上の児童が同時に申込みする場合、証明書は父母についてそれぞれ1通で結構です。証明書の児童欄に連名で記入し、申込児童（新規も含む）のうち、最年少の児童の申込書に添付してください。

自営業の方について、令和3年度から民生委員さんの証明は必要ありません。事業主（経営者）さんの証明をお願いします。

※受付期間内に提出された申込書で利用調整を行いますので、遅れないようご注意ください。

★入園日（保育の利用を希望する期間）について

原則、月初日（１日）からお申込みください。

※年度当初からの利用の場合、４月１日～となります。

※ただし、特別な事情がある場合等は、この限りではありませんのでご相談ください。

★利用時間（保育必要量）の認定について

就労時間や保育を必要とする理由に応じ、標準時間と短時間に認定が区分されます。

① 標準時間認定（各園の開園時間内で最大１１時間利用できます。）

・就労時間が１ヶ月あたり１２０時間以上

（例）月２０日、１日６時間 → 月１２０時間

・その他、必要と認められる場合

② 短時間認定（各園が指定する８時間の間で利用できます。）

湯浅町立こども園：８時３０分～１６時３０分、ひまわり保育園：９時～１７時

認定こども園湯浅幼稚園：８時～１６時

・就労時間が１ヶ月あたり４８時間以上１２０時間未満

※ただし、「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定しますので申込書の”支給認定の特例”の欄にチェック☑を入れてください。

※延長保育を利用する場合には、別途料金が必要となります。

★「求職」での申込みについて

ハローワークの受付票を添付してください。

利用承諾期間は３ヶ月間です。この期間中に、就労証明書等を添付した「支給認定変更申請書」を提出することにより利用期間を延長することができます。（※支給認定内容（保育必要量等）の変更は、変更申請書の提出後からとなります。）

★ 育児休業中の申込みについて

復職が決まっている場合に限り、慣らし保育等の期間を考慮し、復職予定日の約１ヶ月前からの入園を申込みことができます。この場合、保育を必要とする理由は「就労」となります。

※下の子の育児休業を継続したまま、「上の子のみ新規で入園申込みをする」ということはできませんのでご注意ください。

【お問合せ】

教育委員会 幼児教育係

TEL 0737-63-1111